

SMBC (CHINA) NEWS



2019年8月14日

※ 本稿は、7月26日配信の本号の内容につき、8月2日付で国家外貨管理局上海市分局より新たに発表された解説において明確化された内容を更新し再配信しているものです（下線網掛部が更新箇所）。

上海外管局、上海自貿区の外貨管理実施細則を改定

国家外貨管理局上海市分局は、2019年7月10日付で《〈中国(上海)自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進に係る実施細則(4.0版)〉印刷・公布に関する通知》（上海匯發[2019]62号、以下、本通知）を公布・施行しました。

本通知は、2018年1月に公布された実施細則（上海匯發[2018]1号[※]、本通知の施行と同時に廃止）を改定したもので、上海自貿区における經常項目業務・資本項目業務・外貨為替市場業務などの一部の内容が変更となりました。

また、四川・福建・浙江などの自貿区でも本通知に相当する細則が公布されており、各自貿区においても上海自貿区同様の外貨管理政策の適用が見込まれます。

※ SMBC(CHINA) NEWS【2018】12号参照。SMBC ホームページに当 NEWS バックナンバーを掲載しております
http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

＜主な追加・変更点＞（自貿区内の企業・銀行に限る）

- 貨物貿易外貨収入は經常項目外貨口座に直接入金または直接人民元転のうえ人民元決済口座への入金が可能（貨物貿易外貨管理分類 A 類企業に限る）
- 資本項目外貨収入の支払利便化試行の対象となる企業要件を一部緩和し、資本項目外貨収入の範囲も明確化
- 非投資性外商投資企業の資本項目外貨収入または人民元転代り金の国内持分投資への使用を許可
- 企業の外債借入の取扱について
 - ・ 投差モデルを選択済の場合でも、マクロプルーデンス管理モデルへの変更が可能（一度変更すると再変更は不可）
 - ・ 引出（借入）・返済通貨と契約通貨との不一致を許可（引出通貨と返済通貨は一致が必要）
 - ・ 外債登記の抹消手続は、銀行での取扱を可能とし、当該手続期限も取消
- 外管局のサイト[※]にて一部の行政許可業務（輸出入単位名簿への登記など）のオンライン申請・資料の事前審査・リアルタイム照会が可能

※ 国家外貨管理局「デジタル外管」<http://zfwf.safe.gov.cn/asone>

SMBC (CHINA) NEWS



1. 経常項目業務

経常項目業務は、基本的に上海匯発[2018]1号と同様の内容ですが、貨物貿易外貨収入は、直接人民元転のうえ人民元決済口座に入金することが可能となりました。

		上海自貿区内		区外（一般地域）
		今回	従来	
根拠規定		本通知	上海匯発[2018]1号 (今回廃止)	匯発[2016]7号 匯発[2016]25号
貨物貿易	電子エビデンス	● 同右	● 区内銀行は、区内企業を自主的かつ慎重に選択し、当該企業のために貨物貿易外貨受払を取り扱う際、電子エビデンス審査が可能	● 条件に合致する企業の貨物貿易外貨受払を銀行が取り扱う場合、電子エビデンス審査が可能
	審査待機口座	● A類企業：開設不要 貨物貿易外貨収入は、経常項目外貨口座に直接入金、または直接人民元転のうえ人民元決済口座に入金することが可能。《貨物貿易外貨管理ガイド実施細則》第40条の貿易外貨受払業務※について、審査待機口座経由でない場合、引き続き当該条項で規定したエビデンスに基づく取扱が必要 ● B、C類企業：開設必要	● A類企業：開設不要 貨物貿易外貨収入は、経常項目外貨口座に直接入金することが可能。《貨物貿易外貨管理ガイド実施細則》第40条の貿易外貨受払業務※について、審査待機口座経由でない場合、引き続き当該条項で規定したエビデンスに基づく取扱が必要 ● B、C類企業：開設必要	● A類企業：開設不要 貿易外貨収入（三国間貿易業務などは含まず）を審査待機口座に入金することなく、経常項目外貨口座に直接入金、または人民元転することが可能
サービス貿易	税務備案表	● 1件あたり5万米ドル相当以上の対外送金は税務備案表の提出が必要（従来通り）		

※ 貿易外貨の受払時、外管局が発行する《貨物貿易外貨業務登記表》が必要な業務

2. 資本項目業務

2019年1月、上海自貿区内において資本項目外貨収入の人民元転支払利便化が試行されましたが（上海匯発[2019]7号）、本通知は対象となる企業の要件を一部緩和し、資本項目外貨収入の範囲も明確化しました。また、法規に合致していることを前提に、区内の非投資性外商投資企業が資本項目外貨収入または人民元転代り金を用いて国内持分投資を行うことも可能となりました。

さらに、外債管理モデルの選択、企業のクロスボーダー資金調達における契約・引出・返済通貨の制限、外債抹消登記業務なども緩和されています。

SMBC (CHINA) NEWS



上海匯發[2018]1号と同様、条件に合致する外商投資ファイナンスリース会社などが国内のレシーにファイナンスリースを行う場合は、引き続き外貨によりリース料を受け取ることができます。

		上海自貿区内	区外（一般地域）
資本項目	外貨収入の支払利便化	<ul style="list-style-type: none"> 区内の条件に合致する企業^{※1}は、資本項目外貨収入^{※2}を国内の人民元転後の支払・使用に用いる場合、《資本項目外貨収入支払利便化試行業務支払指図書》により直接条件に合致する銀行において行うことができ、一件毎の真实性証明資料の事前提出は不要 	<ul style="list-style-type: none"> 国内機構が資本項目収入を使用した支払の取扱を申請する場合（人民元転後の人民元転支払待機口座を経由しない直接対外支払・支払待機口座からの人民元対外支払または直接資本項目外貨口座からの対外支払を含む）、事実通りに資金用途に関する真实性証明資料を銀行へ提出（匯発[2016]16号）
	国内持分投資	<ul style="list-style-type: none"> 区内の非投資性外商投資企業が真実・コンプライアンスに準拠しているとの前提の下、実際の投資規模に基づき資本項目外貨収入または人民元転代り金を国内持分投資に用いることを許可 	<ul style="list-style-type: none"> 一般性外商投資企業が資本金原通貨の振替により国内持分投資を行う場合、現行の国内再投資規定に基づき取り扱う。人民元転資金により国内持分投資を行う場合、被投資企業が先に登記地外管局（銀行）で国内再投資登記を行い、人民元転支払待機口座を開設し、投資企業が実際の投資規模に基づき人民元転代り金を被投資企業が開設した人民元転支払待機口座に振り替えなければならない（匯発[2015]19号）
外債	モデル選択	<ul style="list-style-type: none"> 区内の投注差モデルをすでに選択している企業が、クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデルに変更することを許可 一度変更すると再変更は不可 	<ul style="list-style-type: none"> 通知の公布日より、外商投資企業・外資金融機関に1年間の移行期間を設け、移行期間内は現行の投注差モデルおよびマクロプルーデンス管理モデルのいずれかを選択可能（銀発[2017]9号）
	通貨管理	<ul style="list-style-type: none"> 企業のクロスボーダー資金調達における契約・引出・返済の通貨は同一との要求を緩和し、区内企業の引出・返済と契約通貨の不一致を許可 引出通貨と返済通貨は一致が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 企業・金融機関のクロスボーダー融資における契約・引出・返済通貨は同一でなければならない（銀発[2017]9号）
	抹消登記	<ul style="list-style-type: none"> 区内企業の外債抹消登記業務について、銀行における直接取扱を許可 企業の当該業務手続に対する期限を取消 	<ul style="list-style-type: none"> 非銀行債務者の外債の未返済の残高が0かつ引出が再度発生しない場合、最後の元本返済・利息支払日より1ヶ月以内に、所在地の外管局にて外債抹消登記が必要（匯発[2013]19号）

※1 直近1年（設立1年未満の場合、設立日以降）に外貨行政処罰の記録がなく（従前の上海匯發[2019]7号の直近2年から緩和）、かつ貨物貿易外貨管理分類等級が（あれば）A類の区内非金融企業（不動産企業、政府融資プラットフォームを除く）

※2 外貨建ての資本金・外債資金・国内資産現金化口座内の資金・国内再投資専用口座内の資金・国外上場による調達資金

SMBC (CHINA) NEWS



3. 外国為替市場業務

外貨為替市場業務については、区内の銀行による国外機構向けトレードファイナンスの実施許可、銀行から国外機構に対する外貨 NRA 口座資金への質権設定による外貨貸付の支持を明確化しました。また、NRA 口座の実務上の取扱規定は、基本的に上海匯発[2018]1号から変更ありませんが、新たに下表の内容が追加されています。

追加点	<ul style="list-style-type: none"> ● 区内銀行が国外機構にトレードファイナンス・貸付を実行する場合、外貨資金は当該国外機構が債権銀行において開設した外貨 NRA 口座に入金可能 ● 区内銀行が国外機構に外貨貸付を実行する場合、外貨 NRA 口座内の資金に対する質権設定が可能だが、債権銀行は、貸付資金が国内において使用されるよう監督が必要
-----	---

4. 多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理業務

本通知は、区内企業がクロスボーダー資金集中運用管理業務を行う場合、新たなクロスボーダー資金集中運用管理の規定に基づき行うことを明確化しています。

	上海自貿区内		区外（一般地域）
	今回	従来	
参入条件	● 同右	● 前年度の人民元・外貨の国際収支規模が5,000万米ドル超	● 前年度の人民元・外貨の国際収支規模が1億米ドル超
参加企業	● 右記の内容を削除	● 一定の特徴を備えた区内の金融リース会社・資産管理会社は、規定に基づき外貨資金集中運用管理試行を備案のうえ実施可能	-
業務取扱	● 《国家外貨管理局：〈多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理規定〉印刷・公布に関する通知》（匯発[2019]7号）に基づき取扱	● 《国家外貨管理局：〈多国籍企業外貨資金集中運用管理規定〉印刷・公布に関する通知》（匯発[2015]36号、廃止）に基づき取扱	● 《国家外貨管理局：〈多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理規定〉印刷・公布に関する通知》（匯発[2019]7号）に基づき取扱

以上

SMBC (CHINA) NEWS



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 TEL：86-(22)-2330-667
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層 TEL：86-(22)-6622-6677
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16楼 TEL：86-(512)-6288-5018
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼 TEL：86-(512)-5235-5553
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層 TEL：86-(755)-2383-0980
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号 TEL：86-(23)-8812-5300
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500